

食安輸発1115第4号  
平成25年11月15日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

オーストラリア産ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズの  
取扱いについて

標記については、平成25年1月18日付け食安輸発0118第1号（以下「平成25年1月18日付け通知」という。）にて通知したところですが、今般、オーストラリア政府より改善報告が提供されたことを踏まえ、下記の食品について積み戻し措置を解除し、リステリア菌に係るモニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」（平成25年3月29日付け食安輸発0329第3号（最終改正：平成25年11月15日付け食安輸発1115第3号））の別表第2に下表を追加するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いします。

なお、本通知をもって平成25年1月18日付け通知は廃止します。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目
平成25年11月15日	オーストラリア	JINDI CHEESE PTY LTD において製造されたソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ	リステリア菌